

静岡県告示第581号

西遠都市圏パーソントリップ調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和4年8月16日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

この調査は、西遠都市圏（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町）の都市交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の人の動きについて個人属性、起終点、交通目的、交通手段、移動時間等を調査し、総合的な将来都市交通の計画を策定する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

【世帯票】

- (1) 現住所
- (2) 自動車等の保有台数
- (3) 世帯主との続柄、世帯構成員の性、年齢、就業形態、仕事の内容、産業、勤務先・通学先・通園先、勤務開始時刻、免許の有無、返納意向、自由に使える自動車の有無、外出の困難さ、カーシェアリングの利用状況、ネットショッピングの利用習慣、デジタルコンテンツの利用習慣、テレワークの実施頻度

【個人票】

- (1) 在宅勤務、オンライン授業の実施状況
- (2) 外出の有無
- (3) 一日の移動先（初めにいた場所、一日の移動先、移動施設名称）
- (4) 一日の移動の実態（発着時間、移動目的、同行人数、目的地での消費額、交通手段、乗り換え地点）
- (5) 自動車利用の実態（自動車利用の場合の駐車場所、運転の有無）

3 調査の範囲

【世帯票】

- (1) 西遠都市圏の居住世帯のうち、住民基本台帳から無作為に抽出した世帯
- (2) 各市町における主要駅の利用者から無作為抽出した世帯

【個人票】

- (1) 世帯票を配布する世帯における5歳以上の世帯員

4 期日

世帯票 : 令和4年10月1日

平日個人票 : 令和4年9月から11月までの平日1日間（火・水・木曜日で祝祭日を除く1日とする。）

休日個人票 : 令和4年9月から11月までの休日1日間

5 調査の方法

- (1) 静岡県から調査事務を委託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査依頼状を配布し、報告者はオンライン（WEB）にて回答する。

- ・オンラインでの回答がない報告者に対して、民間事業者が郵送により調査票を配布し、オンラインでの回答又は調査票を記入し、民間事業者に郵送で提出する。

(2) 各市町主要駅において、民間事業者の調査員が調査依頼状を配布し、報告者はオンライン（WEB）にて回答する。

6 その他

静岡県及び浜松市が共同で調査を行う。